

①みよし市特別職等 給料・報酬の改定状況

(単位:千円)

年度	報酬審の開催状況	改定内容・時期	市長	副市長	教育長	議長	副議長	委員長	議員	人勤率	みよし市実施状況	
19年度	未開催	—	改定額	931	768	697	452	349	318	308	若年層限定 0.35%	若年層限定 0.35%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
20年度	開催	—	改定額	931	768	697	452	349	318	308	見送り	見送り
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
21年度	開催	—	改定額	931	768	697	452	349	318	308	若年層除く △0.22%	若年層除く △0.22%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
22年度	未開催	—	改定額	931	768	697	452	349	318	308	中高年齢層 △0.19%	中高年齢層 △0.19%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
23年度	開催	H24.4.1 (議員) H25.4.1	改定額	931	768	697	452	349	318	308	50歳台中心に40歳台以上 △0.23%	50歳台中心に40歳台以上 △0.23%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
24年度	未開催	—	改定額	923	761	691	452	349	318	308	見送り	見送り
			増減額	△8	△7	△6	0	0	0	0		
			増減率	△0.86%	△0.91%	△0.86%	0%	0%	0%	0%		
25年度	開催	—	改定額	923	761	691	496	383	349	338	見送り	見送り
			増減額	0	0	0	44	34	31	30		
			増減率	0%	0%	0%	9.73%	9.73%	9.73%	9.73%		
26年度	開催	H27.4.1	改定額	923	761	691	496	383	349	338	若年層中心に 0.27%	若年層中心に 0.27%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
27年度	未開催	—	改定額	923	761	691	496	425	387	375	若年層中心に 0.36%	若年層中心に 0.36%
			増減額	0	0	0	0	42	38	37		
			増減率	0%	0%	0%	0%	10.97%	10.89%	10.95%		
28年度	未開催	—	改定額	923	761	691	496	425	387	375	若年層中心に 0.17%	若年層中心に 0.17%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
29年度	開催	—	改定額	923	761	691	496	425	387	375	若年層中心に 0.15%	若年層中心に 0.15%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
30年度	未開催	—	改定額	923	761	691	496	425	387	375	若年層中心に 0.16%	若年層中心に 0.16%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
令和元年度	開催	R2.4.1	改定額	923	761	691	496	425	387	375	若年層限定 0.09%	若年層限定 0.09%
			増減額	0	0	0	0	0	0	0		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
令和2年度	未開催	—	改定額	923	761	691	496	425	397	385	見送り	見送り
			増減額	0	0	0	0	0	10	10		
			増減率	0%	0%	0%	0%	0%	2.58%	2.67%		
令和3年度	開催	—	改定額								見送り	見送り
			増減額									
			増減率									

※ ただし、平成21年4月から正副市長はそれぞれ5万円、3万円を特例条例で減額。(平成24年3月まで)  
議会議員については、平成21年度のみ特例条例で減額(議長5%、副議長3%、委員長・議員2.5%)

(参考)みよし市議会議員数の推移

年度	議員 条例定数	議員数	改選時
19年度	20	20	H19.4.30
20年度	20	20	
21年度	20	19	(22.1.4 市制施行)
22年度	20	19	
23年度	20	20	H23.4.30
24年度	20	20	
25年度	20	20	
26年度	20	20	
27年度	20	20	H27.4.30
28年度	20	20	
29年度	20	20	
30年度	20	20	
令和元年度	20	20	H31.4.30
令和2年度	20	20	
令和3年度	20	20	

↓(参考) 本審議会 答申内容

<H21年度>  
議長 498千円(+46千円)  
副議長 429千円(+80千円)  
委員長 411千円(+93千円)  
議員 399千円(+91千円)  
※適用には至らず

<H23年度>  
市長 923千円(△8千円)  
副市長 761千円(△7千円)  
議長 496千円(+44千円)  
副議長 383千円(+34千円)  
委員長 349千円(+31千円)

<H25年度>  
副議長、議員の額を10%程度引き上げが適当  
平成27年4月からが適当

<H26年度>  
副議長、委員長、議員の額を10%程度引き上げが適当

<H29年度>  
答申  
議長 501千円(+5千円)  
副議長 429千円(+4千円)  
委員長 387千円(+4千円)  
議員 379千円(+4千円)  
議案  
議長 501千円(+5千円)  
副議長 429千円(+4千円)  
委員長 区分削除  
議員 400千円(+25千円)

<R1年度>  
委員長 397千円(+10千円)  
議員 385千円(+10千円)

※条例定数、議員数は「みよしの統計」より

②愛知県各市特別職報酬等審議会開催状況

市	自治体名	特別職報酬等審議会の開催頻度	特別職報酬等審議会の任期	令和3年度の特別職報酬等審議会の開催予定	令和3年度の特別職報酬等審議会の開催予定
01	名古屋市	その他	必要に応じて開催	2年	開催済 令和3年8月3日開催済
02	豊橋市	毎年開催	—	2年	開催予定 令和3年11月～
03	岡崎市	その他	ほぼ隔年開催だが、必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定 令和3年11月～
04	一宮市	隔年開催	—	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定 令和3年11月～
05	瀬戸市	毎年開催	—	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定 令和3年12月～
06	半田市	毎年開催	—	2年	開催予定 未定
07	春日井市	毎年開催	—	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定 令和3年11月～
08	豊川市	その他	基本は隔年開催だが、必要に応じて開催	委嘱から審議終了(答申日)まで	開催予定 令和3年11月～
09	津島市	毎年開催	—	2年	開催予定 令和3年10月5日
10	碧南市	その他	必要に応じて開催(現在、審議会は組織していません)	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定なし —
11	刈谷市	隔年開催	ほぼ隔年開催だが、必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定なし —
12	豊田市	毎年開催	—	2年	開催予定 令和3年11月
13	安城市	隔年開催	—	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定 令和3年10月～
14	西尾市	その他	概ね3年に1回開催だが、必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定 令和3年12月～
15	蒲都市	その他	必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定なし —
16	犬山市	その他	ほぼ隔年開催だが、必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定 令和3年11月～
17	常滑市	毎年開催	—	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定なし —
18	江南市	隔年開催	—	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定 令和3年11月～
19	小牧市	その他	隔年開催だが、必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	検討中
20	稲沢市	その他	不定期	2年	検討中
21	新城市	その他	直近の2年は開催しているが、基本的に必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定なし —
22	東海市	毎年開催	—	1年	開催予定 令和3年12月～
23	大府市	毎年開催	基本は毎年開催であるが、状況によっては、開催しないこともある。	2年	未定
24	知多市	その他	必要に応じて開催だが、ほぼ毎年開催	必要の都度任期を定めるが、概ね2年程度	開催予定 令和3年12月～
25	知立市	その他	ほぼ隔年開催だが、必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定なし
26	尾張旭市	毎年開催	—	諮問に係る答申をもって任期満了となる	開催予定 令和3年10月～
27	高浜市	隔年開催	—	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定 令和3年10月～
28	岩倉市	隔年開催	—	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定 令和3年11月～
29	豊明市	その他	必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。(開催都度、任命及び解任)	開催予定なし —
30	日進市	隔年開催	基本的に隔年で開催していますが、必要に応じて開催する場合があります。	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定なし —
31	田原市	隔年開催	ただし、令和2年度はコロナ禍により、延期したため令和3年度に開催。	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定 令和3年10月～
32	愛西市	その他	必要の都度開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定なし —
33	清須市	その他	必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定なし —
34	北名古屋市	毎年開催	—	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定 令和3年12月～
35	弥富市	その他	必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定なし —
36	みよし市	その他	ほぼ隔年開催だが、必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定 令和3年10月～
37	あま市	その他	ほぼ隔年開催だが、必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定なし —
38	長久手市	その他	ほぼ隔年開催だが、必要に応じて開催	諮問に係る審議が終了したときは、解任される。	開催予定なし —

③近年における消費者物価上昇率

	全国	名古屋市
平成28年	98.1	98.7
平成29年	98.6	98.9
平成30年	99.5	100.0
令和元年	100.0	100.1
令和2年	100.0	100.0
令和3年	99.6	99.6

- ・令和2年 = 100.0
- ・令和3年は、令和3年1月から9月までの平均値
- ・消費者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものです。すなわち家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化するかを指数値で示したもので、毎月作成しています。指数計算に採用している各品目のウェイトは総務省統計局実施の家計調査の結果等に基づいています。品目の価格は総務省統計局実施の小売物価統計調査によって調査された小売価格を用いています。結果は各種経済施策や年金の改定などに利用されています。
- ・名古屋市(県庁所在地)分の消費者物価指数は、総務省統計局「小売物価統計調査」の調査票情報から愛知県が独自集計を行い公表しているものです。



⑤愛知県各市財政比較一覧表（財政健全化指標）

(単位:%)

市名	実質赤字比率	(左が負数の場合の実数)	連結実質赤字比率	(左が負数の場合の実数)	実質公債費比率	将来負担比率	(左が負数の場合の実数)
豊橋市	-	△ 6.40	-	△ 27.27	3.8	46.4	
岡崎市	-	△ 6.86	-	△ 35.56	△ 0.6	-	△ 23.7
一宮市	-	△ 5.54	-	△ 27.25	3.5	37.1	
瀬戸市	-	△ 8.11	-	△ 24.64	2.3	20.7	
半田市	-	△ 5.41	-	△ 34.84	0.0	-	△ 62.4
春日井市	-	△ 0.07	-	△ 27.29	4.8	23.7	
豊川市	-	△ 7.24	-	△ 27.78	△ 1.5	-	△ 70.5
津島市	-	△ 8.20	-	△ 30.35	4.1	18.2	
碧南市	-	△ 14.45	-	△ 32.06	1.9	-	△ 5.5
刈谷市	-	△ 14.04	-	△ 37.65	△ 2.7	-	△ 71.9
豊田市	-	△ 5.86	-	△ 21.41	2.3	-	△ 61.3
安城市	-	△ 10.21	-	△ 27.93	0.2	-	△ 62.8
西尾市	-	△ 8.27	-	△ 24.08	1.6	-	△ 8.6
蒲郡市	-	△ 14.83	-	△ 179.90	△ 0.4	-	△ 77.6
犬山市	-	△ 7.02	-	△ 20.99	4.9	12.0	
常滑市	-	△ 8.64	-	△ 96.04	12.3	121.0	
江南市	-	△ 4.12	-	△ 12.37	3.6	13.9	
小牧市	-	△ 4.31	-	△ 57.81	0.0	-	△ 44.9
稲沢市	-	△ 6.32	-	△ 25.64	2.8	3.7	
新城市	-	△ 5.42	-	△ 30.11	6.6	62.6	
東海市	-	△ 11.80	-	△ 17.56	△ 0.1	10.4	
大府市	-	△ 5.87	-	△ 23.88	△ 1.5	-	△ 19.1
知多市	-	△ 8.19	-	△ 20.41	0.6	21.6	
知立市	-	△ 7.56	-	△ 20.44	2.3	-	△ 14.4
尾張旭市	-	△ 4.19	-	△ 14.98	3.4	4.7	
高浜市	-	△ 7.66	-	△ 22.69	△ 0.1	18.6	
岩倉市	-	△ 10.52	-	△ 20.25	4.3	26.3	
豊明市	-	△ 6.13	-	△ 9.95	△ 0.3	-	△ 44.3
日進市	-	△ 6.91	-	△ 10.99	1.0	-	△ 37.2
田原市	-	△ 4.61	-	△ 13.62	4.9	-	△ 10.8
愛西市	-	△ 6.41	-	△ 18.87	4.1	-	△ 38.6
清須市	-	△ 5.99	-	△ 13.35	1.5	8.9	
北名古屋	-	△ 7.47	-	△ 13.55	5.5	28.9	
弥富市	-	△ 6.11	-	△ 9.68	5.4	94.8	
みよし市	-	△ 13.61	-	△ 20.89	3.0	-	△ 108.8
あま市	-	△ 3.09	-	△ 11.18	6.2	40.2	
長久手市	-	△ 2.97	-	△ 6.05	△ 1.7	-	△ 8.0
団体数	0	37	0	37	37	19	18

## ⑥用語について

### 【類似団体】

国勢調査をもとにした人口と産業構造（産業別就業人口の比率）によって、市町村を分類し、同じ分類となった全国の市町村を示す。市は人口別に4区分、産業構造で2、3次産業が95%以上か未満か、かつ3次産業が65%以上か未満かの4区分の合計16区分に分けられている。

### 【ラスパイレス指数】

国家公務員との比較で地方公務員の給与水準を表す指数。自治体の一般行政職員の学歴別・経験年数別構成などが国と同一と仮定して、自治体ごとの平均給与額を求め、国の平均給与額を100として指数化している。

### 【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指数であり、必要とする一般財源の額（基準財政需要額）に対して徴収が見込まれる税収入（基準財政収入額）がどれだけあるかという指数。

### 【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

### 【連結実質赤字比率】

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

### 【実質公債費比率】

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものを含める割合。

※ この率が18%以上で起債許可団体になり、公債費負担適正化計画の策定が必要となる。

25%以上で一部の起債が制限され、35%以上でさらに起債制限が厳しくなる。

### 【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

## 早期健全化基準、財政再生基準等（平成19年度より法律施行）

	(参考) 地方債協議 許可制移行基準	早期健全化基準 (財政健全化団体)	財政再生基準 (財政再生団体)
実質赤字比率	道府県：2.5% 市町村：財政規模に応じ2.5～10%	道府県：3.75% 市町村：財政規模に応じ11.25～15%	道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率		道府県：8.75% 市町村：財政規模に応じ16.25～20%	道府県：15% 市町村：30%
実質公債費比率	18%	25%	35%
将来負担比率		都道府県・政令市：400% 市町村：350%	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

⑦市長等の職務について

1. 市長、副市長、教育長の職務（地方自治法抜粋）

市 長	副 市 長	教 育 長
<p>(長の統轄代表権) 第147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。</p> <p>(事務の管理及び執行権) 第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。</p> <p>(担当事務) 第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。 1 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。 2 予算を調製し、及びこれを執行すること。 3 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。 4 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。 5 会計を監督すること。 6 財産を取得し、管理し、及び処分すること。 7 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。 8 証書及び公文書類を保管すること。 9 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。</p> <p>(職員の指揮監督) 第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。</p>	<p>(長の職務の代理) 第152条 普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する。 この場合において副知事又は副市町村長が二人以上あるときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。</p> <p>(副知事及び副市町村長の職務) 第167条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。 2 前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第153条第1項の規定により委任を受け、その事務を執行する。 3 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（服務等） 第11条 4 教育長は、常勤とする。 5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>○みよし市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例（勤務時間、休暇等） 第2条 教育長の勤務時間、休暇等については、みよし市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年三好町条例第1号)の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。</p>

2. 議会、議長、副議長及び議員の職務（地方自治法等抜粋）

議 会	議長及び副議長
<p>(議決事件) 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 1 条例を設け又は改廃すること。 2 予算を定めること。 3 決算を認定すること。 4 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。 5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。 6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。 7 不動産を信託すること。 8 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。 9 負担付きの寄附又は贈与を受けること。 10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。 11 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。 12 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起に係る同法第11条第1項の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。 13 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。 14 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。 15 その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項</p>	<p>(議長の議事整理権・議会代表権) 第104条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。</p> <p>(議長の代理及び仮議長) 第106条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。</p> <p>議 員</p> <p>議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表者として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個別意思を総合して市としての意思を形成する任務を有する。</p> <p>《議員の義務》 (第92条、92条の2、第109条、第129条、第134条・第135条関係、第137条) ①会議に出席する義務 ②委員に就任する義務 ③規律を守る義務 ④懲罰に服する義務 ⑤兼職の禁止 ⑥兼業の禁止</p>

## ⑧ 給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント  
 ～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

### II 民間給与との比較に基づく給与改定等

#### 1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △19円(0.00%)  
 [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与407,153円、平均年齢43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

#### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分  
 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

### 3 その他の取組

#### (1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

#### (2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

#### (3) テレワーク(在宅勤務)に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

### 4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

⑨人事院勧告と給料の改定状況

年度	民間給与との較差	公務員の給料の改定状況
H10	0.76%	平均改定率 0.7%
H11	0.28%	9級は抑制的な改定
H12	0.12%	改定なし
H13		改定なし
H14	△2.03%	平均改定率 △2.0%
H15	△1.07%	平均改定率 △1.1%
H16		改定なし
H17	△0.36%	平均改定率 △0.3%
H18		給与構造改革 平均改定率 △4.8% 若手係員層引下げなし、中高年齢層△.07%
H19	0.35%	
H20		改定なし
H21	△0.22%	平均改定率 △0.2% 若者層の引下げなし
H22	△0.19%	平均改定率 △0.1% 中高年齢層に限定
H23	△0.23%	平均改定率 △0.2% 中高年齢層に限定
H24		改定なし 中高年齢層に限定
H25		改定なし 中高年齢層に限定
H26	0.30%	平均改定率 0.3% 若者層に重点をおいて改定
H27	0.36%	平均改定率 0.4% 若者層に重点をおいて改定
H28	0.17%	平均改定率 0.2% 若者層に重点をおいて改定
H29	0.15%	平均改定率 0.2% 若者層に重点をおいて改定
H30	0.16%	平均改定率 0.2%
R1	0.09%	平均改定率 0.1% 初任給及び若者層の引上げ改定
R2		改定なし
R3		改定なし

人事院勧告とボーナスの改定状況

年度	民間のボーナス支給割合	公務員の改定後の支給割合	改定状況
H20	4.51	4.50	0.50月分引上げ
H21	4.17	4.10	△0.40月分引下げ
H22	3.97	3.95	△0.15月分引下げ
H23	3.99	3.95	民間は東北除く
H24	3.94	3.95	据置き
H25	3.95	3.95	据置き
H26	4.12	4.10	0.15月分引上げ
H27	4.21	4.20	0.1月分引上げ
H28	4.32	4.30	0.1月分引上げ
H29	4.42	4.40	0.1月分引上げ
H30	4.46	4.45	0.05月分引上げ
R1	4.51	4.50	0.05月分引上げ
R2	4.46	4.45	0.05月分引下げ
R3	4.32	4.30	0.15月分引下げ



⑩愛知県下各市特別職給料一覧表(名古屋市を除く。)

※令和3年4月1日現在

市名	住民基本台帳人口		市長		副市長		教育長		備考
	R3年1月1日		給料		給料		給料		
	人数(人)	順位	金額(円)	順位	金額(円)	順位	金額(円)	順位	
豊橋	375,329	4	1,091,000	3	915,000	3	710,000	21	
岡崎	386,252	2	1,122,000	2	942,000	2	746,000	9	
一宮	384,233	3	1,082,000	4	889,000	5	783,000	2	
瀬戸	129,166	12	989,000	17	812,000	18	722,000	16	
半田	119,418	13	1,061,000	9	873,000	9	774,000	5	
春日井	310,991	5	1,072,000	7	894,000	4	779,000	4	
豊川	186,783	7	1,069,000	8	874,000	8	768,000	6	
津島	61,724	29	906,000	35	761,000	30	680,000	29	
碧南	72,800	24	1,003,000	14	822,000	13	715,000	19	
刈谷	152,598	9	1,011,000	12	828,000	12	711,000	20	
豊田	422,225	1	1,129,000	1	951,000	1	763,000	7	
安城	190,143	6	1,041,000	11	852,000	11	749,000	8	
西尾	171,422	8	1,007,000	13	787,000	23	718,000	17	
蒲郡	79,621	22	927,000	30	781,000	25	697,000	26	
犬山	73,398	23	964,000	23	800,000	20	710,000	21	
常滑	59,010	33	919,000	34	753,000	33	673,000	32	
江南	100,239	15	961,000	24	816,000	15	727,000	14	
小牧	152,249	10	1,075,000	5	883,000	6	739,000	11	
稲沢	136,237	11	993,000	15	818,000	14	733,000	12	
新城	45,245	36	925,000 給料抑制後833,000	31	775,000	26	680,000	29	給料抑制あり
東海	114,672	14	1,073,000	6	881,000	7	830,000	1	
犬府	92,986	16	1,053,000	10	870,000	10	782,000	3	
知多	85,302	20	965,000	22	787,000	23	724,000	15	
知立	72,322	25	931,000 給料抑制後837,900	27	772,000	28	699,000	25	給料抑制あり
尾張旭	84,054	21	983,000	20	788,000	22	707,000	24	
高浜	49,088	34	901,000 給料抑制後720,800	36	749,000	36	642,000	37	給料抑制あり
岩倉	48,075	35	989,000	17	816,000	15	716,000	18	
豊明	68,826	27	985,000 給料抑制後886,500	19	804,000	19	740,000	10	給料抑制あり
日進	92,390	17	992,000	16	815,000	17	731,000	13	
田原	60,892	31	930,000	29	760,000	32	690,000	28	
愛西	62,648	28	934,000	25	773,000	27	674,000	31	
清須	69,403	26	920,000	33	750,000	35	670,000	35	
北名古屋	86,271	19	977,000	21	800,000	20	710,000	21	
弥富	44,300	37	931,000 給料抑制後651,700	27	770,000	29	672,000	33	給料抑制あり
みよし	61,277	30	923,000	32	761,000	30	691,000	27	
あま	89,092	18	932,000	26	751,000	34	671,000	34	
長久手	60,183	32	892,000 給料抑制後880,000	37	727,000	37	661,000	36	給料抑制あり
37市平均	131,104		990,757		816,216		718,568		

⑪愛知県下各市特別職の諸手当を含む支給総額試算一覧(名古屋市を除く。)

※令和3年4月1日現在

市名	市長				副市長				教育長			
	地域	期末	年間支給額	順位	地域	期末	年間支給額	順位	地域	期末	年間支給額	順位
	(%)	(月)	(千円)		(%)	(月)	(千円)		(%)	(月)	(千円)	
豊橋	0	3.35	18,392	9	0	3.35	15,425	8	0	3.35	11,969	26
岡崎	11	3.35	20,801	2	11	3.35	17,464	2	11	3.35	13,831	6
一宮	6	3.35	19,280	5	6	3.35	15,841	5	6	3.35	13,952	5
瀬戸	6	3.35	17,623	17	6	3.35	14,469	17	6	3.35	12,865	16
半田	0	3.35	17,886	14	0	3.35	14,717	13	0	3.35	13,048	13
春日井	0	3.35	18,071	12	0	3.35	15,071	9	0	3.35	13,132	12
豊川	0	3.35	18,021	13	0	3.35	14,733	12	0	3.35	12,947	15
津島	0	3.25	15,142	37	0	3.25	12,718	34	0	3.25	10,812	37
碧南	8	3.35	18,194	10	8	3.35	14,910	10	8	3.35	12,969	14
刈谷	16	3.35	19,634	3	16	3.35	16,080	3	16	3.35	13,808	7
豊田	16	3.35	21,926	1	16	3.35	18,469	1	16	3.35	14,818	1
安城	12	3.35	19,550	4	12	3.35	16,000	4	12	3.35	14,066	3
西尾	10	3.35	18,589	8	10	3.35	14,528	15	10	3.35	13,254	9
蒲郡	0	3.35	15,627	32	0	3.35	13,166	29	0	3.35	11,750	30
犬山	6	3.35	17,177	19	6	3.35	14,255	18	6	3.35	12,651	18
常滑	0	3.35	15,492	35	0	3.35	12,694	35	0	3.35	11,345	33
江南	0	3.35	16,200	28	0	3.35	13,756	22	0	3.35	12,255	24
小牧	6	3.35	19,155	6	6	3.35	15,734	6	6	3.35	13,168	11
稲沢	0	3.35	16,739	21	0	3.35	13,789	21	0	3.35	12,357	20
新城	0	3.35	15,593	33	0	3.35	13,065	30	0	3.35	11,463	31
東海	0	3.35	18,088	11	0	3.35	14,851	11	0	3.35	13,992	4
犬府	0	3.35	17,751	16	0	3.35	14,666	14	0	3.35	13,183	10
知多	10	3.35	17,813	15	10	3.35	14,528	15	10	3.35	13,365	8
知立	0	3.35	18,813	7	0	3.35	15,600	7	0	3.35	14,125	2
尾張旭	6	3.35	17,516	18	6	3.3	13,981	20	6	3.3	12,544	19
高浜	0	3.35	15,189	36	0	3.35	12,626	37	0	3.35	10,823	36
岩倉	0	3.35	16,672	23	0	3.35	13,756	22	0	3.35	12,070	25
豊明	0	3.2	16,390	27	0	3.2	13,379	28	0	3.2	12,314	22
日進	0	3.35	16,723	22	0	3.35	13,739	24	0	3.35	12,323	21
田原	6	3.35	16,571	25	6	3.35	13,542	25	6	3.35	12,295	23
愛西	0	3.35	15,745	30	0	3.35	13,031	31	0	3.35	11,362	32
清須	0	3.35	15,509	34	0	3.35	12,643	36	0	3.35	11,295	35
北名古屋	0	3.35	16,470	26	0	3.35	13,486	26	0	3.35	11,969	26
弥富	0	3.35	15,694	31	0	3.35	12,980	32	0	3.35	11,328	34
みよし	10	3.35	17,038	20	10	3.35	14,048	19	10	3.35	12,756	17
あま	6	3.35	16,607	24	6	3.35	13,382	27	6	3.35	11,956	28
長久手	10	2.95	15,906	29	10	2.95	12,964	33	10	2.95	11,787	29
37市平均			17,394				14,327				12,593	

※給料抑制前の給料で積算

⑫愛知県下各市議員報酬額一覧表(名古屋市を除く。)

※令和3年4月1日現在

市名	住民基本台帳人口		議長		副議長		議員		定数
	R3年1月1日		報酬		報酬		報酬		
	人数(人)	順位	金額(円)	順位	金額(円)	順位	金額(円)	順位	
豊橋	375,329	4	716,000	3	651,000	3	585,000	3	36
岡崎	386,252	2	740,000	2	672,000	2	617,000	2	37
一宮	384,233	3	639,000	5	587,000	4	545,000	4	40
瀬戸	129,166	12	549,000	12	481,000	19	451,000	17	26
半田	119,418	13	547,000	14	496,000	14	460,000	13	22
春日井	310,991	5	646,000	4	584,000	5	536,000	5	32
豊川	186,783	7	562,000	9	512,000	9	479,000	10	30
津島	61,724	29	481,000	36	441,000	29	417,000	25	20
碧南	72,800	24	543,000	16	503,000	12	448,000	19	20
刈谷	152,598	9	590,000	7	548,000	6	487,000	7	28
豊田	422,225	1	759,000	1	691,000	1	642,000	1	45
安城	190,143	6	576,000	8	533,000	8	480,000	9	28
西尾	171,422	8	551,000	11	511,000	10	455,000	16	30
蒲郡	79,621	22	532,000	18	489,000	16	457,000	15	20
犬山	73,398	23	527,000	21	487,000	17	472,000	11	20
常滑	59,010	33	489,000	34	429,000	31	392,000	32	18
江南	100,239	15	532,000	18	485,000	18	450,000	18	22
小牧	152,249	10	596,000	6	534,000	7	504,000	6	25
稲沢	136,237	11	554,000	10	504,000	11	483,000	8	26
新城	45,245	36	489,000	34	409,000	36	372,000	35	18
東海	114,672	14	549,000	12	500,000	13	467,000	12	22
大府	92,986	16	545,000	15	492,000	15	458,000	14	19
知多	85,302	20	530,000	20	480,000	20	448,000	19	20
知立	72,322	25	496,000	31	426,000	33	405,000	26	20
尾張旭	84,054	21	533,000	17	464,000	22	426,000	24	21
高浜	49,088	34	450,000	37	387,000	37	361,000	37	16
岩倉	48,075	35	512,000	26	462,000	24	431,000	21	15
豊明	68,826	27	499,000	29	445,000	28	405,000	26	20
日進	92,390	17	523,000	23	464,000	22	430,000	23	20
田原	60,892	31	500,000	28	430,000	30	390,000	33	18
愛西	62,648	28	506,000	27	454,000	25	404,000	30	20
清須	69,403	26	515,000	25	425,000	34	405,000	26	22
北名古屋	86,271	19	525,000	22	470,000	21	431,000	21	21
弥富	44,300	37	498,000	30	446,000	27	398,000	31	16
みよし	61,277	30	496,000	31	425,000	34	385,000	34	20
あま	89,092	18	516,000	24	451,000	26	405,000	26	24
長久手	60,183	32	495,000	33	429,000	31	372,000	35	18
37市平均	131,104		548,811		491,811		452,784		24

⑬愛知県下各市議員の諸手当を含む支給総額試算一覧(名古屋市を除く。)

※令和3年4月1日現在

市名	議長			副議長			議員		
	期末	年間支給額	順位	期末	年間支給額	順位	期末	年間支給額	順位
	(月)	(千円)		(月)	(千円)		(月)	(千円)	
豊橋	3.35	12,070	3	3.35	10,974	3	3.35	9,862	3
岡崎	3.35	12,475	2	3.35	11,328	2	3.35	10,401	2
一宮	3.35	10,772	5	3.35	9,895	4	3.35	9,187	4
瀬戸	3.35	9,255	12	3.35	8,108	19	3.35	7,603	17
半田	3.35	9,221	14	3.35	8,361	14	3.35	7,754	13
春日井	3.35	10,890	4	3.35	9,845	5	3.35	9,036	5
豊川	3.35	9,474	9	3.35	8,631	9	3.35	8,075	10
津島	3.25	8,039	36	3.25	6,627	36	3.25	6,969	25
碧南	3.35	9,154	16	3.35	8,479	12	3.35	7,552	19
刈谷	3.35	9,946	7	3.35	9,238	6	3.35	8,210	7
豊田	3.35	12,795	1	3.35	11,649	1	3.35	10,823	1
安城	3.35	9,710	8	3.35	8,985	8	3.35	8,092	9
西尾	3.35	9,288	11	3.35	8,614	10	3.35	7,670	16
蒲郡	3.35	8,968	18	3.35	8,243	16	3.35	7,704	15
犬山	3.35	8,884	21	3.35	8,210	17	3.35	7,957	11
常滑	3.35	8,243	34	3.35	7,232	29	3.35	6,608	31
江南	3.35	8,968	18	3.35	8,176	18	3.35	7,586	18
小牧	3.35	10,047	6	3.35	9,002	7	3.35	8,496	6
稲沢	3.35	9,339	10	3.35	8,496	11	3.35	8,142	8
新城	3.35	8,243	34	3.35	6,895	35	3.35	6,271	35
東海	3.35	9,255	12	3.35	8,429	13	3.35	7,872	12
大府	3.35	9,187	15	3.35	8,294	15	3.35	7,721	14
知多	3.35	8,934	20	3.35	8,092	20	3.35	7,552	19
知立	3.35	8,361	28	3.35	7,181	32	3.35	6,827	26
尾張旭	3.35	8,985	17	3.35	7,822	22	3.35	7,181	24
高浜	3.35	7,586	37	3.35	6,524	37	3.35	6,086	37
岩倉	3.35	8,631	25	3.35	7,788	24	3.35	7,266	21
豊明	3.2	8,303	31	3.2	7,405	27	3.2	6,739	29
日進	3.35	8,816	23	3.35	7,822	22	3.35	7,249	23
田原	3.35	8,429	26	3.35	7,249	28	3.35	6,574	32
愛西	3.35	8,283	32	3.35	7,653	25	3.35	6,810	28
清須	3.35	8,682	24	3.35	7,164	33	3.35	6,827	26
北名古屋	3.35	8,850	22	3.35	7,923	21	3.35	7,266	21
弥富	3.35	8,395	27	3.35	7,518	26	3.35	6,709	30
みよし	3.3	8,325	30	3.3	7,134	34	3.3	6,462	34
あま	3.35	8,266	33	3.35	7,225	31	3.35	6,488	33
長久手	3.35	8,344	29	3.35	7,232	29	3.35	6,271	35
37市平均		9,227			8,255			7,619	

⑭愛知県下各市議員報酬総額の住民一人当たりの額(名古屋市を除く。)

※令和3年4月1日現在

市名	住民基本台帳人口 R3年1月1日 人数(人)	議長	副議長	議員	定数	議員報酬 総額(千円)	議員報酬総額の 住民一人当たりの額		
		年間支給額 (千円)	年間支給額 (千円)	年間支給額 (千円)			(円)	全体 順位	類団 順位
豊橋	375,329	12,070	10,974	9,862	36	358,352	955	36	
岡崎	386,252	12,475	11,328	10,401	37	387,838	1,004	34	
一宮	384,233	10,772	9,895	9,187	40	369,773	962	35	
瀬戸	129,166	9,255	8,108	7,603	26	199,835	1,547	25	
半田	119,418	9,221	8,361	7,754	22	172,662	1,446	28	
春日井	310,991	10,890	9,845	9,036	32	291,815	938	37	
豊川	186,783	9,474	8,631	8,075	30	244,205	1,307	31	
津島	61,724	8,039	6,627	6,969	20	140,108	2,270	4	1
碧南	72,800	9,154	8,479	7,552	20	153,569	2,109	9	5
刈谷	152,598	9,946	9,238	8,210	28	232,644	1,525	27	
豊田	422,225	12,795	11,649	10,823	45	489,833	1,160	33	
安城	190,143	9,710	8,985	8,092	28	229,087	1,205	32	
西尾	171,422	9,288	8,614	7,670	30	232,662	1,357	30	
蒲郡	79,621	8,968	8,243	7,704	20	155,883	1,958	14	8
犬山	73,398	8,884	8,210	7,957	20	160,320	2,184	7	3
豊清	59,010	8,243	7,232	6,608	18	121,203	2,054	10	6
江南	100,239	8,968	8,176	7,586	22	168,864	1,685	21	
小牧	152,249	10,047	9,002	8,496	25	214,457	1,409	29	
稲沢	136,237	9,339	8,496	8,142	26	213,243	1,565	24	
新城	45,245	8,243	6,895	6,271	18	115,474	2,552	1	
東海	114,672	9,255	8,429	7,872	22	175,124	1,527	26	
大府	92,986	9,187	8,294	7,721	19	148,738	1,600	22	13
知多	85,302	8,934	8,092	7,552	20	152,962	1,793	19	11
知立	72,322	8,361	7,181	6,827	20	138,428	1,914	16	9
尾張旭	84,054	8,985	7,822	7,181	21	153,246	1,823	17	
高浜	49,088	7,586	6,524	6,086	16	99,314	2,023	11	
岩倉	48,075	8,631	7,788	7,266	15	110,877	2,306	3	
豊明	68,826	8,303	7,405	6,739	20	137,010	1,991	12	7
日進	92,390	8,816	7,822	7,249	20	147,120	1,592	23	
田原	60,892	8,429	7,249	6,574	18	120,862	1,985	13	
愛西	62,648	8,283	7,653	6,810	20	138,516	2,211	5	
清須	69,403	8,682	7,164	6,827	22	152,386	2,196	6	2
北名古屋	86,271	8,850	7,923	7,266	21	154,827	1,795	18	10
弥富	44,300	8,395	7,518	6,709	16	109,839	2,479	2	
みよし	61,277	8,325	7,134	6,462	20	131,775	2,150	8	4
あま	89,092	8,266	7,225	6,488	24	158,227	1,776	20	12
長久手	60,183	8,344	7,232	6,271	18	115,912	1,926	15	
37市平均	131,104	9,227	8,255	7,619	24	189,108	1,737		

⑮令和2年度決算でみる議員報酬の費用の比較

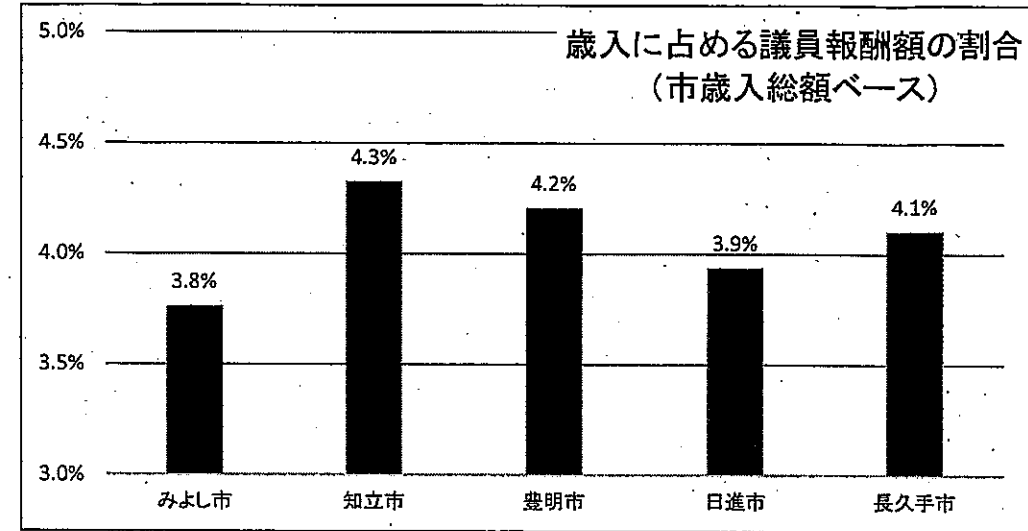
修正

区分	財政の状況		自主財源率
	歳入総額 (普通会計) (百万円)	歳入のうち 自主財源 (百万円)	
	ア	イ	イ/ア
みよし市	35,017	21,431	61.2%
知立市	32,000	15,324	47.9%
豊明市	32,566	15,144	46.5%
日進市	37,356	19,432	52.0%
長久手市	28,245	14,356	50.8%

議員数	住民基本 台帳人口 R3.1.1	議員報酬 総額 (千円)	市民一人 あたりの議 員費用 (円)
a	b	c	d=c/b
20	61,277	131,775	2,150
20	72,322	138,428	1,914
20	68,826	137,010	1,991
20	92,390	147,120	1,592
18	60,183	115,912	1,926

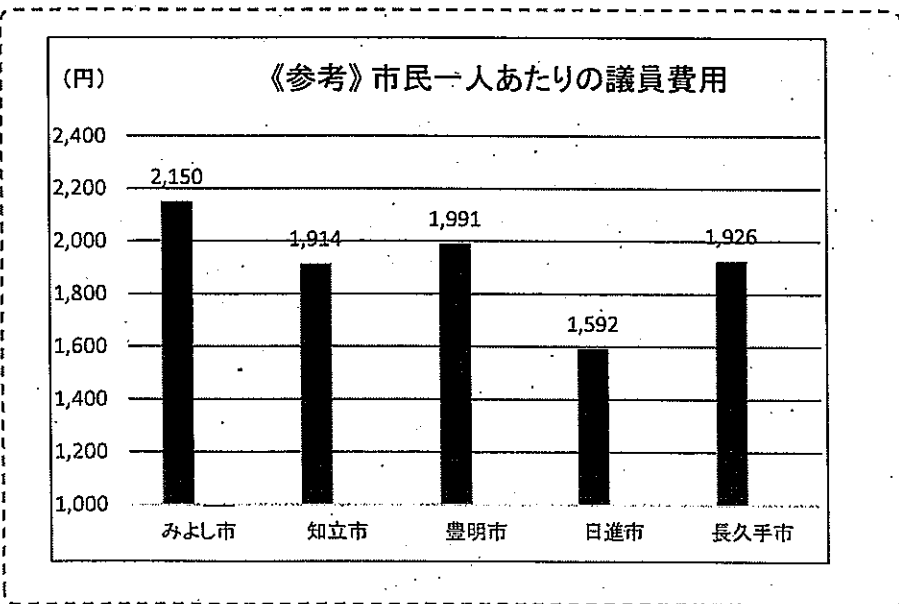
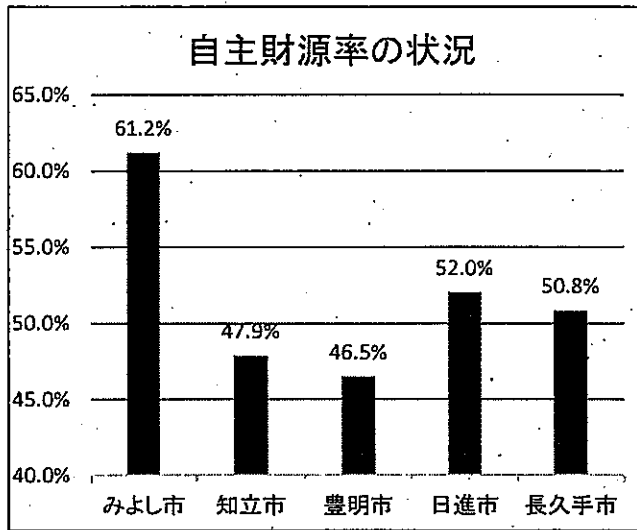
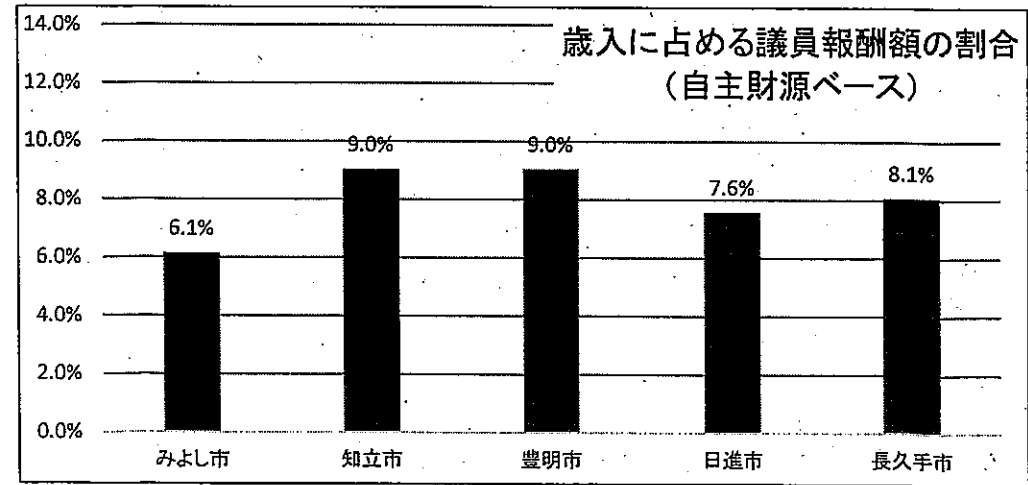
1 市歳入総額に占める議員報酬の年間総額の率

	議員総額/歳入総額 c/ア
みよし市	3.8%
知立市	4.3%
豊明市	4.2%
日進市	3.9%
長久手市	4.1%



2 自主財源率に占める議員報酬の年間総額の率

	議員総額/歳入総額 c/イ
みよし市	6.1%
知立市	9.0%
豊明市	9.0%
日進市	7.6%
長久手市	8.1%



⑩議会の活動状況

◎定例会・臨時会開催状況

年次	定例会		臨時会		総数	
	回数	日数	回数	日数	回数	日数
平成28年	4回	20日	1回	1日	5回	21日
平成29年	4回	20日	1回	1日	5回	21日
平成30年	4回	20日	1回	1日	5回	21日
令和元年	4回	20日	1回	1日	5回	21日
令和2年	4回	19日	2回	2日	6回	21日

◎代表質問・一般質問延べ人数

年次	代表質問	一般質問	計
平成28年	9人	47人	56人
平成29年	8人	44人	52人
平成30年	10人	48人	58人
令和元年	9人	35人	44人
令和2年	8人	28人	36人

\*新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年6月議会での一般質問を実施しなかった

◎全員協議会、議会運営委員会開催状況

年次	全員協議会	議会運営委員会		左記の総審議回数
		委員会	協議会	
平成28年	5回	7回	7回	19回
平成29年	7回	8回	11回	26回
平成30年	7回	9回	13回	29回
令和元年	10回	9回	11回	30回
令和2年	15回	16回	13回	44回

◎常任委員会開催数

年次	総務協働委員会		文教厚生委員会		経済建設委員会		予算決算委員会 (分科会含む)		左記の総審議回数
	委員会	協議会	委員会	協議会	委員会	協議会	委員会	協議会	
平成28年	5回	13回	5回	14回	5回	15回	/		57回
平成29年	5回	14回	5回	19回	4回	14回			61回
平成30年	7回	18回	7回	21回	6回	18回			77回
令和元年	6回	21回	7回	17回	6回	17回	15回	0回	89回
令和2年	8回	18回	6回	23回	4回	17回	34回	2回	112回

◎特別委員会開催数

年次	議会広報広聴 特別委員会		議会改革推進 特別委員会		地域交通対策 特別委員会		危機管理 特別委員会		左記の総審議回数		
	委員会	協議会	委員会	協議会	委員会	協議会	委員会	協議会			
平成28年	16回	0回	1回	10回	/		/		27回		
平成29年	19回	3回	0回	2回					0回	5回	29回
平成30年	19回	3回	/						1回	7回	30回
令和元年	20回	1回			0回	13回	/		34回		
令和2年	22回	2回	0回	9回	1回	8回			42回		

※みよし市議会年報参照

◎組合議会（一部事務組合）

令和3年9月30日現在

議会名称	議員数(みよし市)	会議の回数	報酬額
尾三消防組合議会	15人(3人)	定例会3回・臨時会	45,000円/年額
尾三衛生組合議会	12人(4人)	定例会2回・臨時会	45,000円/年額
愛知中部水道企業団議会	15人(3人)	定例会3回・臨時会	議長55,000円・副議長50,000円・議会運営委員長47,000円・議員45,000円/年額
愛知県後期高齢者医療広域連合議会	34人(1人)	定例会2回・臨時会	議長15,000円・副議長13,000円・議員10,000円/日額 費用弁償(交通費)実費支給有り

◎行政調査（令和元年度実績）

委員会名	期間	調査先	調査事項
議会運営委員会 (7名)	7月4日	岐阜県可児市	議会活動の活性化、政策形成サイクルについて
	11月18日	三重県四日市市	・議会運営の充実について ・議会アンケート調査について ・市民との意見交換について ・予算決算審査の進め方について ・「定数・報酬・委員会の在り方」調査研究について
総務協働委員会 (7名)	7月11日～12日	千葉県勝浦市	市民と行政をつなぐアプリの活用について
		千葉県千葉市	市民と行政をつなぐアプリの活用について
文教厚生委員会 (7名)	7月10日～11日	栃木県高根沢町	特別支援教育について
		神奈川県横浜市立市ヶ尾中学校	特別支援教育について
経済建設委員会 (6名)	7月18日～19日	岡山県倉敷市	災害の現状と課題について
		鳥取県米子市	エネルギー地産地消・資金循環構築事業について
議会広報広聴特別委員会 (6名)	7月30日～31日	京都府舞鶴市	親しみやすい広報について
		京都府亀岡市	親しみやすい広報について
議会改革推進特別委員会 (7名)	7月25日～26日	広島県三次市	議会改革の推進について
		広島県呉市	議会改革の推進について

※行政調査費(令和元年度予算/1人当たり)

議会運営委員会 75,000円、常任委員会 75,000円、特別委員会 75,000円

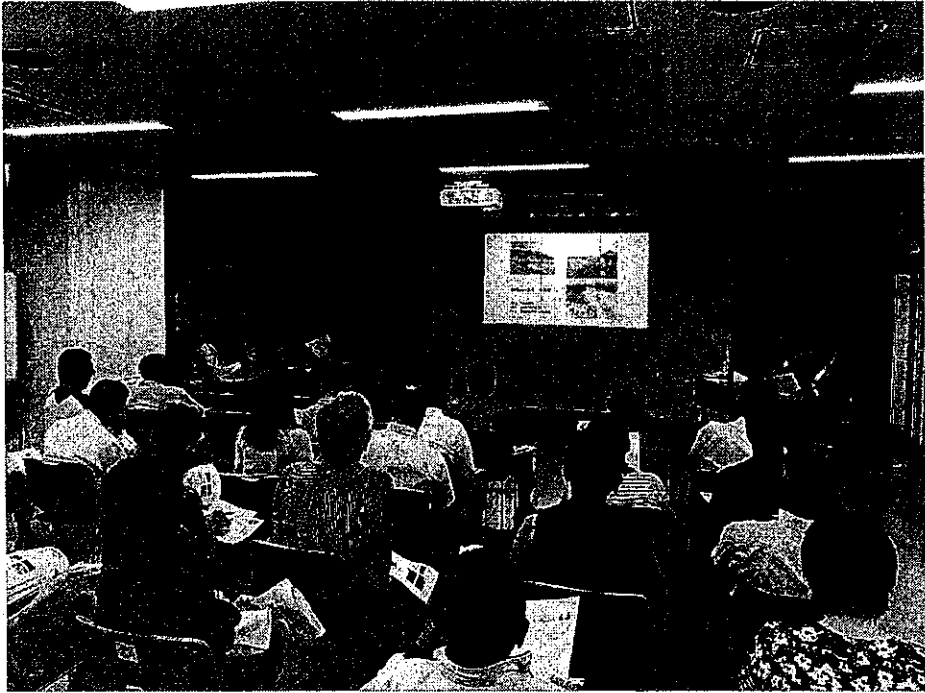
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止とした。

◎行政調査報告会

- ・委員会ごとに決定した年間テーマに基づき調査研究を進め、その結果を市民に報告する。
- ・平成26年度から毎年実施 \*別紙参照
- ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、議員のみによる模擬議会報告会を開催した。内容は下記の通り。

(1)実施日	令和2年11月14日(土)午後2時～午後4時 及び 11月17日(火)午後1時～午後3時
(2)会場	市役所内会議室
(3)参加者	議員20人
(4)内容	議会報告会(予算決算委員会委員長報告) ワールドカフェ形式による意見交換会
(5)その他	2日間の体験を通じた改善点等を参考に、議会報告会運営マニュアルを作成した

令和元年度 市議会行政調査報告会

<p>開催日時 開催場所</p>	<p>【総務協働委員会】 令和元年10月26日(土)午後2時から午後3時30分まで 図書館学習交流プラザ(サンライブ)3F講座室兼音楽室にて</p> <p>【文教厚生委員会】 令和元年10月27日(日)午後2時から午後3時30分まで 図書館学習交流プラザ(サンライブ)3F講座室兼音楽室にて</p> <p>【経済建設委員会】 令和元年10月20日(日)午後2時から午後3時30分まで 図書館学習交流プラザ(サンライブ)3F講座室兼音楽室にて</p>
<p>報告内容</p>	<p>【総務協働委員会】 ・市民と行政をつなぐアプリの活用について (千葉県勝浦市、千葉県千葉市)</p> <p>【文教厚生委員会】 ・特別支援教育について (栃木県高根沢町、神奈川県横浜市立市ヶ尾中学校)</p> <p>【経済建設委員会】 ・災害の現状と課題について(岡山県倉敷市) ・エネルギー地産地消・資金循環構築事業について(鳥取県米子市)</p>
<p>開催の様子</p>	

①みよし市議会政務活動費の交付に関する条例（抜粋）

平成13年3月26日  
条例第19号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、みよし市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、議長に結成を届け出た会派又は会派に所属しない議員（以下「会派等」という。）に対し交付する。

（交付額）

第3条 政務活動費の額は、会派にあつては年額18万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とし、会派に所属しない議員にあつては年額18万円とする。

2 前項の会派の所属議員の数は、次条の規定による申請時における各会派の所属議員数による。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第8条 政務活動費は、会派等が行う調査研究、研修、要望・陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 会派等は、政務活動費を別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（用途制限）

第9条 前条の規定にかかわらず、会派等は次に掲げる経費に政務活動費を使用してはならない。

- (1) 慶弔費、見舞金等の交際のための経費
- (2) 会派等及び政党の機関紙印刷のための経費
- (3) 党費その他政党活動のための経費
- (4) 備品を購入するための経費
- (5) 前各号に掲げるものを除くほか、政務活動費の用途にふさわしくないものとして議長が定める経費

別表（第8条関係）

項目	内容
調査研究費	会派等が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	会派等が行う研修会、講演会の実施に必要な経費及び他団体が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費（会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
要望・陳情活動費	会派等が行う要望・陳情活動を行うために必要な経費（印刷製本費、交通費、宿泊費等）
会議費	会派等における各種会議に要する経費（会場費・機材借り上げ費、印刷製本費、茶菓子代等）
資料作成費	会派等が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）
資料購入費	会派等が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料等）
事務費	会派等が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費（事務用品費、通信運搬費等）

備考 ( ) 内は用途の例示である。

令和3年度 県内市議会政務活動費（年額：上限規定額）

0円	愛西市、弥富市、あま市
108,000円	常滑市
120,000円	長久手市
150,000円	瀬戸市、半田市、津島市、犬山市、江南市、新城市、尾張旭市、豊明市、日進市
180,000円	西尾市、大府市、知立市、高浜市、岩倉市、清須市、みよし市
198,000円	碧南市、知多市
216,000円	東海市
225,000円	刈谷市
240,000円	稲沢市、田原市
276,000円	豊川市
290,000円	蒲郡市
300,000円	小牧市
360,000円	春日井市、安城市、北名古屋市
600,000円	岡崎市、一宮市、豊田市
1,080,000円	豊橋市

令和2年1月28日

みよし市長 小野田 賢 治 様

みよし市特別職報酬等審議会  
会長 古 賀 智

みよし市特別職の報酬等の額について (答申)

令和元年11月21日付けで諮問のありました、みよし市特別職の報酬等の額について、厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、次の結論に達したので答申します。

記

1 審議会の結論

(1) 市長、副市長及び教育長並びに議会の議員 (以下「特別職」という。) の報酬等の額について、市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議長及び副議長の報酬月額については据え置きとし、常任委員長、特別委員長及び議員の報酬月額については次のとおり引き上げることが適当です。

区 分	現行の月額	改定後の月額
市長	923,000 円	923,000 円 (据え置き)
副市長	761,000 円	761,000 円 (据え置き)
教育長	691,000 円	691,000 円 (据え置き)
議長	496,000 円	496,000 円 (据え置き)
副議長	425,000 円	425,000 円 (据え置き)
常任委員長	387,000 円	397,000 円 (10,000 円増額)
特別委員長	387,000 円	397,000 円 (10,000 円増額)
議員	375,000 円	385,000 円 (10,000 円増額)

(2) 改定実施時期は、令和2年4月1日が適当です。

2 審議の経過

本審議会は、令和元年11月21日に貴職から、「本市の特別職の報酬等の額について」及び「改定の必要性を認める場合には、その額及び実施時期について」意見を求められました。

そこで、本審議会においては、

- (1) 委員は、公正中立の立場から、市民の代弁者として広い視野に立ち、自由な意見により諮問内容を検討する。
- (2) 審議に幅広く市民の意見が反映され、市民の理解が得られる答申となるよう留意する。
- (3) 人事院勧告に準じた一般職の給与改定の状況を参考にする (情勢適応の原則)。
- (4) 人口規模や財政状況を勘案し、他市との報酬額等の均衡が保たれるよう考慮する (均衡の原則)。
- (5) それぞれの職における責任の度合いや職務の特殊性を考慮する。

以上のことを基本的立場として、令和元年11月21日、12月17日及び令和2年1月14日の計3回にわたり検討を行いました。

なお、検討に当たっては、特別職の職務内容と職責、人事院勧告の経緯と内容、これまでの本市の特別職報酬額等の改定状況、県内市の人口規模、財政規模、議員定数、特別職の報酬等の額の状況、近年における消費者物価上昇率、議会の活動状況、政務活動費及び行政調査費の状況、議会費の過去5ヶ年の一般財源に対する構成割合、議員報酬月額の住民一人当たりの額、本市の議会に関するアンケート調査報告書等の各種資料を参考にしました。

3 結論に至った理由

市長、副市長及び教育長の諸手当を含む給料等の支給総額は、県内他市さらには人口や産業構造によって分類された県内の類似団体と比較検討したところ、人口規模、財政規模等総合的に判断して、他市との均衡が保たれていることから、現行の額を据え置くことが適当であると判断しました。

次に、議会の議長、副議長の報酬額についても、人口規模等総合的に判断し、概ね均衡が保たれていることから、市長、副市長及び教育長と同じく、現行の額を据え置くことが適当であると判断しました。

そして、議員の報酬額については、県内類似団体と比較すると低い水準にあり、同規模人口市と同等程度とすることが望ましいとする意見もありましたが、



市民の意見の反映、市民の理解という本審議会の基本的立場からは、議員活動を過少に評価するものではないものの、報酬額の激変は避けるべきと判断し、10,000円の引き上げが妥当であるという結論に至りました。

最後に、常任委員長、特別委員長の報酬額については、その職責を鑑みて、議員同様に10,000円の引き上げが適当と判断しました。

#### 4 おわりに

本市においては、今後、国の税制改正による法人市民税の大幅な減収が見込まれる中、社会保障関係経費や施設の維持補修費の増加に加え、多様化する市民ニーズへの対応や、新たな行政課題への適切な対応が求められており、行政運営は一層厳しさを増していくことが予想されます。

こうした状況の中で、本審議会においては、他市との比較や議会の活動状況を勘案し、議会の常任委員長、特別委員長及び議員の報酬額については引き上げとする答申をいたしましたので、議員におかれましては、市民の負託に応えるべく、その果たすべき役割と責任を十分認識され、住民福祉の向上のために、なお一層ご活躍いただくことを願うものであります。

なお、本審議会においては、議会の活動状況等について詳細な説明がなされたいうえで、各委員が慎重に議論を重ねたものですが、様々な議論の経緯に鑑み、以下二点の意見を付帯することとします。

- (1) 議会活動の市民への発信、見える化、そして、議会活動で得られた成果の市民への還元をさらに進めていただき、次回の審議会においては、それらの評価も踏まえ、今後の経済情勢も考慮したうえで、さらなる改定の必要性についてご審議いただくことができる状況が整うことを期待するものであること。
- (2) 仮に、今後、議会活動を取り巻く環境に大きな変化が生じる場合には、次回審議会の開催を待つまでもなく、議員の報酬額についての諮問がなされるべきものであること。

